

## 1 自己評価及び外部評価結果

## 【事業所概要(事業所記入)】

事業所番号	4090100043		
法人名	有限会社田代総合サービス		
事業所名	グループホーム なごみ吉志		
所在地	福岡県北九州市門司区吉志一丁目8番42号		
自己評価作成日	令和3年8月31日	評価結果確定日	令和3年11月3日

## 【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】(Altキー+enterで改行出来ます)

①利用者様が“快”と思える・感じることを大事に考えています ②家庭的雰囲気的环境下で対応しています ③利用者様個々の心身機能を常に考慮して対応に努めています ④職員間の報連相の徹底に努めています ※民家を見下ろせる少し、高台に位置し自然環境にも恵まれ、充実近隣にはスーパー・コンビニ・コインランドリー・郵便局・・・又、徒歩3分でバス停があり門司駅・門司港小倉方面と交通機関も充実している
---

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。

基本情報リンク先	<a href="http://www.kai gokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php">http://www.kai gokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php</a>
----------	---

## 【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】

大通りから一本中に入り、近隣にはコンビニエンスストアやバス営業所、金融機関等がある比較的に便利な場所に「なごみ吉志」は建っている。1階に小規模多機能型居宅介護が併設されており、コロナ禍以前は一緒にバーベキューをする等交流があった。周囲の環境は、畑がありながらも住宅もある静かな環境にあり、学校もあり通学路が近いため子供たちを見かける事も多い場所にある。1ユニットのグループホームであり家庭的な雰囲気である。看取り介護にも積極的に取り組むために、嘱託医と緊密に連携を図り、書面を利用して利用者や利用者家族と嘱託医との間で、十分に看取り介護の方向性を確認した上で、看取り介護を実施している。また看取り介護の際の面会には、特段の配慮をしており、利用者や利用者家族が最期の時を満足して過ごして頂ける様に配慮している事業所である。

## 【評価機関概要(評価機関記入)】

評価機関名	株式会社アール・ツーエス		
所在地	福岡市南区井尻4-2-1	TEL:092-589-5680	HP:https://www.r2s.co.jp
訪問調査日	令和3年10月12日		

## V. サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) ※項目No.1~57で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します

項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印	項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印
58	職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:25,26,27)	58	職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている (参考項目:9,10,21)
59	利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:20,40)	59	通いの場やグループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,22)
60	利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:40)	60	運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが拡がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)
61	利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:38,39)	61	職員は、活き活きと働いている (参考項目:11,12)
62	利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている (参考項目:51)	62	職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う
63	利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:32,33)	63	職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う
64	利用者は、その時々状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:30)	64	

自己評価および外部評価結果					
自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
<b>I.理念に基づく運営</b>					
1	(1)	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	基本理念の”目配り・気配り・こころ配り”を管理者・スタッフ共に常に念頭におき共有し、介護現場で実践できるよう留意している。	理念を事業所入り口に掲示しており、職員が理念について意識が出来るようにしている。事業所で開催している定期的な研修の中で、代表の方が理念を重視して、日頃の支援をするようお話しをする機会がある。	
2	(2)	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自身が地域の一員として日常的に交流している	年に数回、系列施設スタッフ全員参加の勉強会開催時、近くの複合施設を利用し職員とも顔なじみになっている。又、地域内の病院との連携で急変時の受診入院等の受け入れ体制が整っている。	コロナ禍以前は、1年に1回程度、事業所で開催される餅つきや行事等に参加をされていたことがあった。また年1回、中学生が事業所に来て、利用者と一緒にゲームをしたり行事をしたり等の職業体験をする機会があった。地域の方々がボランティアで行事のお手伝いに来ていただいていた事もあったが、現在はコロナ禍で実施出来ていない。地域の廃品回収等可能な限りの地域の行事には参加している。	
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	開設経過年数も、それなりにあることで、近隣の方には受け入れて頂いている。また、包括支援センター職員・民生委員の協力を得て、地域の方達に事業所の姿勢をわかって頂いている。		
4	(3)	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	二ヶ月に1回実施し、地域内の警察官・包括職員・民生委員・施設長・管理者・ケアマネの参加で(時に利用者様代表)、参加者が個々、自分が取り組んでいる内容を説明・話し合い・意見交換を行うことでサービスの向上につなげている。	コロナ禍以前は、地域交流スペースで運営推進会議を開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一時中止していた。令和3年1月までは地域交流スペースで開催していた。参加者は地域の交番の警察官や地域包括支援センター職員、事業所職員等が参加している。利用者が事業所外に一人で出掛けられる事もあるため、地域の交番との連携を密にしている。	利用者家族に、運営推進会議についての意見を頂く機会や、会議録を家族に送付して事業所の取り組みをより知ってもらう機会を持つてはどうだろうか。
5	(4)	○市町村との連携 市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くよう取り組んでいる	・区役所(福祉課)と定期的に連絡維持 ・包括支援センターとの情報交換の連携 ・介護保険手続き、訪問調査の依頼	利用者が事業所外に一人で出掛けられる事があるため、地域の交番との連携を密にしている。運営推進会議を事業所職員内のみで開催して、会議録を地域包括支援センターに提出している。市町村から受け入れの依頼があったり空床の問い合わせの情報交換をしている。	
6	(5)	○身体拘束をしないケアの実践 代表者及び全ての職員が「指定地域密着型サービス指定基準及び指定地域密着型介護予防サービス指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	全職員が「介護保険法として、基準に於ける、禁止対象となる具体的な行為」を理解している。ご家族には「身体拘束に関する説明書」の記載要綱を把握、理解して頂き、説明・納得にて必要時には一ヶ月単位で関係書類にサイン・捺印していただき、行うようにしている。	身体拘束を実施している利用者は現在いない。身体拘束をする可能性がある利用者が以前いたため、身体拘束委員会に諮って身体拘束の内容が適切なのか、家族の同意も頂いていたが、実際に身体拘束を実施するに至らなかった。実際に身体拘束を実施する場合は「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を使用出来る様に準備している。	

R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
7		○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	定期的に行っている勉強会の中での課題として取り上げ、再認識し利用者様(弱者)を守る・介護するプロとして意識徹底に努めている。		
8	(6)	○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	成年後見人制度についての勉強会の中で、施設長・ケアマネが主体となって、わかりやすい資料を基に内容を説明し、職員の知識習得につなげている。	現在は成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用している利用者はいないが、以前は成年後見制度を利用されていた利用者がいた。職員の持ち回りで年1回は成年後見制度の研修を実施している。研修に参加出来なかった職員は研修資料を見て、レポートを提出する様にしている。成年後見制度のパンフレットを準備して、説明を求められた時は説明できるようにしている。	
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約また改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	運営理念を契約時に説明し、文章を見えやすい場所に明示している。また、入居後も疑問点があれば再度、詳細に説明して納得して頂けるよう配慮している。		
10	(7)	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	相談・苦情など主に管理者が対応して、内容を職員間で話し合い検討・改善し、改めて家族に理解をいただいている。因みに一年に一回(12月)家族会を開催し、その中で情報共有・意見交換等セッションし交流の場を設けている。	年1回年末に家族会を実施していたが、現在はコロナ禍で実施できていない。家族には「なごみ吉志お便り」を毎月利用者毎に作成して家族に送付したり、写真を送付して近況の報告をしている。家族からは面会が出来るかや服薬のコントロール等の件で、ご相談がある事が多く対応している。事業所入口に、目安箱を設置している。	
11	(8)	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	月一回、職員間でミーティングを行い意見交換・情報提供・ケアの改善等を話し合い、業務改善や運営を潤滑に行えるよう努めている。又、問題発生時には管理者に報告、可能なことは指示により、当日勤務者で対応している。	主に管理者の方に相談したり意見を出している。管理者の方はよく話を聞いてくれて対処してくれている。職員の勤務体制についての相談もしやすく、職員本位で意見を取り入れてくれている。運営に関しては管理者が間に入って代表と相談しながら決めている。よく話を聞いてくれる組織である。	
12		○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	労働時間・シフト作成について、職員の希望を尊重し、負担軽減を図り心身の健康面を考慮。昇給・ボーナス・福利厚生を充実。また、定年制をなくし職員の続勤を受け入れている。		
13	(9)	○人権の尊重 法人代表者及び管理者は、職員の募集・採用にあたっては性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。また事業所で働く職員についても、その能力を発揮して生き生きとして勤務し、社会参加や自己実現の権利が十分に保証されるよう配慮している	募集・採用時、年齢や性別の制限なく、個人の能力を尊重し働きやすい場を設けている。又、職員のストレス解消として、趣味・スポーツなどと、社会参加が出来るよう、シフト体制も考慮している事で「心と身体のゆとり」が、利用者様の介護にも良い結果となり反映できている。	コロナ禍以前は、クリスマス会を実施していた時に余興が得意な職員がいて、職員が楽しく仕事が出来た様にしている。料理や繕いもの、飾り物や絵を描くのが好きな職員がいるため、館内が賑やかになるように工夫している。職員は30歳代から70歳代の方が勤務されており、幅広い年代の方が勤務をしている。	



R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
14	(10)	○人権教育・啓発活動 法人代表者及び管理者は、入居者に対する人権を尊重するために、職員等に対する人権教育、啓発活動に取り組んでいる	内外部での研修参加を推奨し、職員の自己向上について、バックアップをすると共に、職務従事者としての責任、介護者としての心構えなど、常に啓発に取り組んでいる。	事業所で人権の研修を年1回実施している。研修講師は職員が対応している。人権に関するDVDを事業所内で職員が閲覧する等して人権についての理解に努める様になっている。研修に参加出来なかった職員には、後日資料を見てもらいレポートを提出している。	
15		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	経験年数・個人の能力の尊重、個々の良い所を伸ばし、必要に応じて研修参加を勧めている。また、職員の相談や悩みを受け止め、必要時には個人面接を行い、職員の緩和・啓発に努めている。		
16		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	グループホーム協議会に入会しており、勉強会や外部研修等に参加し、同業者と交流する機会を設けている。		
<b>Ⅱ.安心と信頼に向けた関係づくりと支援</b>					
17		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	入居者様の心身状態を、ご家族から情報をいただき、個人に合った対応に努めて「傾聴・共感・受容」を常に忘れずに支援できる関係づくりに努めている。		
18		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	入居時、ご家族の意見や要望を傾聴し、納得いただけるように説明を行い、合わせて関係書類を熟読して頂くことで、安心して頂けるように対応している。		
19		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	状態・生活歴を参考に、ご家族・本人の求めていることを真摯に受け入れ・合わせて施設での対応・方向性などを説明し理解していただいたうえで入居(サービス開始)して頂いている。		
20		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	利用者様と職員が一体となって、家族関係的な状況下で過ごしており、その中で、尊厳を損なうことなく、一定の規律を守ることに関心しながら利用者様側の気持ちに寄り添って介護している。		
21		○本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	他科受診や外出など、無理にならない範囲でお願いしたり、面会・電話連絡等、いつでも対応できるようにしている。それと毎月の”ホームだより”で利用者様の現状を伝えている。		

R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価		外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容	
22	(11)	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	ご家族様・知人の面会時、時間に制限なく歓迎している。また、利用者様の好み・趣味をはあくして生活環境に順応し、居室になじみの物品・写真などを掲示して、気持ちが安らぐようにしている。	コロナ禍以前は、家族と一緒に外出や外泊したり外食したり、行き慣れた理髪店に行かれる事もあったが、現在はコロナ禍で控えて頂いている。コロナ禍以前は、家族以外にも友人や地域の方々がお菓子等の差し入れがてら面会に来られていたが、現在は面会を控えて頂いている。看取り期の方の面会は特段の配慮をする等取り組んでいる。		
23		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずにご利用者が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	介護度・認知度・身体状態を常に把握して、お互いの調和を保ち、トラブル防止に努めている事で、利用者間の関係が緩和・良好維持できている。			
24		○関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	サービス利用解約後も、入院中の方等、ご家族に連絡して近況をお聞きしたり、お見舞いに伺ったりして関係を断ち切らないように努めている。			
<b>Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント</b>						
25	(12)	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	個々の人格を尊重し、本人の身体能力に合わせた対応(ケア)を行っている(リハビリ・入浴・食形態・移動・排泄)。また、個人の思いを受け入れているが、認知症状にて正しい判断ができない行動にはスタッフの判断で対応中。	利用者が「何かして欲しい」と意思表示できる方には可能な限り対応しているが、意思表示が難しい利用者の思いの掘り起こしについては、これまでの生活状況や趣味等を考慮して対応している。または家族に現状を報告して、家族に利用者本人の気持ちを分かる限りお聞きする等して、少しでも利用者の思いや意向を把握する様にしている。		
26		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	家族(本人)、相談者から情報収集して情報提供書を作成。それを基に職員が共有・把握できる体制維持をして、ケアに活かせるようにしている。			
27		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	日々の生活、心身状況を介護記録や連絡帳に残し、申し送りやミーディング時、職員間で情報共有をして記録に残し、不参加者(パート従事者)にも把握してもらい、介護の際に活かしている。			
28	(13)	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	モニタリング・カンファは(現状1回/月)。入院・新入居等に際しては、その都度実施。また、提携医(2回往診/月)時のアドバイス・ご家族様の意向や毎日の記録物を常に目を通し、職員の気づきなどなどと現状把握に留意し計画作成に活かしている。	アセスメントやサービス担当者会議の日程調整、会議録の作成やケアプランの作成やモニタリング作成は計画作成担当者が調整、作成している。また居室担当がケアプランとは別に計画を作成しており、計画作成担当者と居室担当の連携が密に図れるように取り組んでいる。センター方式も活用して、本人の気持ちや家族の気持ちなどをケアプランに反映しようとして取り組んでいる。		

R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
29		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	介護記録に残し、心身状態の変化や対応・処置などを、職員間で情報共有して業務に反映させ、それを基に介護計画・ケアの見直しに活かしている(ケアマネ・介護兼任として対応中)。		
30		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	家族との外出・面会。身体機能に応じりハビリ対応・毎月のレク行事を実施。また、往診(内科・歯科)・他科受診・散髪・その他、柔軟なサービスに取り組んでいる。		
31		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	消防署員協力の火災訓練、警察官の立ち寄りや、民生委員との連携。また、複合施設の利用。周辺公園での花見・散歩などと地域資源の存在を有意義に活用している。		
32	(14)	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切に、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	月に2回の内科往診と週に1回の歯科往診や状態変化対応としての他科受診および個人的かかりつけ医への受診など、適時・適切な医療体制を整えている。	入居される前から受診している医療機関に継続して受診している利用者もいる。家族対応をお願いしているが難しい場合は事業所が受診介助支援をしている。夜間に利用者の急変があった場合等は看護職員に連絡をしているが、判断がつかない場合は嘱託医に連絡して指示を仰いでいる。	
33		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	非常勤看護師1名・施設長(看護師)・介護兼任の看護師が勤務しており、利用者の身体状態を必要時に口頭で伝え、アドバイス・指示を頂いている事で、早期対応・健康維持が出来ている。		
34		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	提携医から医療機関へ(入院先)の紹介状を用意してもらい、個々の受け入れ先の病院との関係を常に維持し、ソーシャルワーカーとの連携にも努めている(入院中の状態・退院後の対応)。		
35	(15)	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所のできることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	終末に関する対応方針を、ご家族様・医師・看護師を交えて話し合いができるようにしている。また、看取りマニュアルを作成し、職員が必要時に適切対応ができるようにしている(現在1名のみ、ご家族の要望で看取り契約をしている)。	現在、看取り対応をしている利用者がある。「緊急時(心肺停止時)の連絡体制」を作成して、それに沿って対応している。実際に看取りの段階になった場合は、嘱託医と面談し「看取り介護についての同意書」を使用して書面にて看取り介護の方針を説明している。また入居の際には「看取り介護実施の定義」を使用して利用者及び利用者家族全てに説明をしている。	

R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
36		○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	マニュアルに沿った内部研修(勉強会)の中で、資料研修・実技研修をしている(火災訓練・水害対策・地震対策・利用者様の急変・その他)。		
37	(16)	○災害対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	消防署の協力を得て避難訓練を実施し、避難先の周知、対応確認等の見直し。また、勉強会やミーティングの際に、職員間で浸透意識化している(併設小規模多機能型施設と一緒に実施)。	年2回避難訓練を実施している。消防署にも立ち会うをお願いして、実際の避難の仕方や点呼の取り方等、消防署員からアドバイスをもらっている。夜間想定避難訓練も実施している。高潮の被害想定マップに添って避難確保計画を作成途中である。運営推進会議の際に民生委員の方には災害時に可能な限り避難の手伝いをして頂ける様に依頼した事がある。	
<b>IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援</b>					
38	(17)	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	接遇の際は、利用者様の尊厳を守り、プロとしての認識、及び、対応する時は利用者様の心身考慮・尊重した介護に努めると共に、プライバシーの気配りの徹底と個人情報定義把握に意識している。	高齢者虐待防止の研修や身体拘束禁止の研修の中で、言葉遣いの研修等を実施している。プライバシーを損なわないように、極力同性介助が出来る部分に関しては可能な限り対応している。特に入浴の場面では同性介助出来る様に極力対応している。他者に介助を好まない利用者へは本人が出来る部分は極力自分でして頂き見守る様にして、利用者個人の人格を尊重するようにしている。	
39		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	利用者様の思い・願いを尊重し、個々の状態に配慮、コミュニケーションに努め、利用者様が主訴要望を出しやすい状況・環境を優先し、本人の気持ちになって支援対応している。		
40		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	利用者様の心身状態を常に把握して、体調・感情・性格等を考慮し、個々のペースにペースに合わせて対応している(就寝・起床・入浴・リハビリ・休息…その他)。		
41		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	常に洗濯したての服を用意している。また、本人の好みも受け入れ対応中。それと、季節に関係なく室温(暖房や冷房)に適した衣服調節に留意している。		
42	(18)	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている	お手伝いのできる方には食事前後のテーブル拭きをお願いしている。献立て内容は一律に提供。職員が手作りに行い、身体機能に応じて食形態の工夫に留意している。また、食事中はCDから流れる音楽を聴きながらリラックスして食事ができるように配慮している。	配膳が出来る利用者には手伝ってもらったり、茶碗拭きをしてもらっている。食事形態は普通食や刻み食、ミキサー食に対応している。食材は宅配を利用し、昼食は調理専門の職員が調理し、朝夕食は職員が調理している。おやつ作り等手作り出来る時は職員が作って利用者へ提供している。	



R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
43		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	栄養士による献立配食にて、必要カロリーの維持。利用者様の身体状態に応じ、配分量・塩分制限に留意し、水分摂取の量や食事量をフロシートに記入してケアの際に役立てている。		
44		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	毎食後の口腔ケアは、見守り・介助と個人能力に応じ対応。訪問歯科より口腔ケアと磨き方の指導や治療が行えている(夜間帯は入歯を預かり洗浄剤使用にて清潔管理している)。		
45	(19)	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	定時的にトイレ誘導・声かけを行って、Rパンツ・パット・オムツが必要な方でも、昼夜に於いて使い分け可能な方は、夜間でもトイレ誘導することで、失禁に努めている。また排泄表に記入して排泄パターン、便・尿量の把握に努めている。	布パンツの方が2名おり、尿意便意があり排泄が自立している利用者がいる。リハビリパンツや尿取りパットを使用しているが、夜間もトイレ行きする利用者が多く、職員が介助している。排泄チェック表を作成する事で各利用者の排泄パターンを把握して、失禁の回数が減ったりタイミングよく排泄介助が出来る様になった事例が何例もある。	
46		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	個人の排便パターン(基準)を把握して、緩下剤・坐薬挿肛対応している。また、冷水対応、トイレ内での腹部マッサージを施行中(運動促進したいが身体的に難しく、殆ど対応はしていない)。		
47	(20)	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	週に、3回は入浴できるようにしている。拒否がある時は、無理強いせず時間、日にちを変更して対応。また、汚染時では、臨機応変に対応中。湯温は個人の好みに合わせ、入浴方法はシャワー浴・一般浴の両面に対応している。	週3回は入浴支援している。個浴対応で2人介助が必要な利用者には2人介助で対応している。肌が弱い方は肌に優しいボディーソープを使用している利用者もいる。体調不良の時は全身清拭等で対応して、皮膚の清潔が保たれるようにしている。入浴を嫌がられた場合は、時間帯や対応する職員を変更する等して、入浴してもらえるように対応している。	
48		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	個人差はあるが、平均20時前後には入床。室温、寝具の清潔には、常に心がけている。昼寝の週間のある方、体圧分散の必要ある方と臨機応変に対応中(クッション使用・体位変換)等。		
49		○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	与薬時には複数職員で三段階で確認。声を出して「日付・名前・朝昼夕眠」の確認をし、誤薬防止。周知については処方箋の内容や注意事項を確認する事で効能・副作用等を把握している。		
50		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	テレビ鑑賞、パズル、ぬり絵、自室での休息・散歩・草取り・・・と、本人が好む事を推奨している。又、洗濯物を畳むことを、楽しみにしている方には常にお願している。		



R3.10自己・外部評価(なごみ吉志)

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
51	(21)	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	身体機能の低下により本人の希望に添えないのが実情となっている。「家に帰りたい(帰宅願望)との、内容が殆どで。散歩、庭の草取りなどは天候に合わせ可能時には対応している(家族にも事情があり協力は困難)	コロナ禍以前は、事業所職員対応で花見に行ったり、近隣の植物園に出かけたり、事業所敷地内でバーベキューを実施したりしていた。事業所近隣を職員と一緒に散歩したりする等、日常的に外出が出来る様に支援している。草取りが出来る利用者がおり、職員見守りで草取りをしてもらう等している。	
52		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	自己管理は難しく、施設で小口預り金として対応中。受診・薬・散髪を支払いを、施設で対応。後日、ご家族に個人収支帳と残金を確認していただき、領収書を渡しサイン・押印して頂いている。		
53		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	電話の取次ぎや本人が、家族に電話をする時などは快く対応している。(機能維持の利用者様に限り)		
54	(22)	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	日中、殆どの方はリビングで過ごしており、テレビ鑑賞・雑談・パズル等している。採光、テーブル配置の工夫や室温に気をつけ、体感差異のある方には衣服調節に留意している。トイレ・浴室・居室には目印を付けて、利用者様が迷う事なく生活できるよう配慮している。	共有部分には洗面所1か所、トイレは3か所、浴室は1か所、台所が1か所設置してある。また大きなテレビや肘掛月椅子が数台設置されて、寛げる場所がある。行事の際に利用者や職員が作成した作品やパズル作品を掲示している。ベランダがあり、外を眺めると海も見えて景色が良い。	
55		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	休みたい時は自室で休息したり、リビングでは食事・テレビ鑑賞・唄う・洗濯物の片づけ・リハビリと多機能的に利用し、全員が共に過ごす生活の場となっている。		
56	(23)	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	利用者様本人の状態を見ながら家族と相談して、馴染みの家具や布団・家族の写真や、小物など大切なものを居室環境として維持する事で、違和感なく過ごせている。また、ベッド機能も身体状態に合わせて対応し、居心地よく過ごしていただけるように工夫している。	畳の居室が1室あり、以前は利用者が布団の上げ下ろしをしていた利用者がいたが、現在は全利用者ベッドを利用している。身体状態によって木製ベッドの方もいれば介護用ベッドを利用している方もいる。居室は、エアコン、照明、カーテン、ベッドは事業所が準備している。誕生日カレンダーを飾ったり家族写真を飾っている居室もある。収納スペースが広く、荷物を収納するのに便利である。	
57		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	居室入口に個人の名前を掲示。他の場所もわかりやすく明示している。また、利用者様の行動時、常に注意・見守りに留意し、リスク防止に努め、残存機能を活かせるよう対応・支援している。		